

平成28年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

1 実施目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)が指定介護予防支援事業所として実施する事業について、介護保険法第 23 条に基づき、指定基準遵守状況、介護報酬請求状況、介護予防ケアマネジメント実施状況を現地で確認し、必要に応じ指導することにより、介護予防ケアマネジメントの質の向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実施日程等

○実施期間:平成28年9月23日～平成28年10月31日

○対象事業所数:計17センター

- ・前年度実地指導未実施の事業所のうち「原則3年に1度」行うべきものとして選定した事業所 (16か所)
- ・前年度実地指導の結果、介護予防ケアマネジメント業務の一部が適切に行われていなかったため再度指導が必要と判断した事業所 (1か所)

3 実施方法

事前に介護予防サービス計画書等の提出を受け、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況について確認するとともに、プラン作成者には介護予防支援の具体的な取扱方針を基に作成した自己評価表を用いてのプランの評価を依頼し、当日、その結果に基づきヒアリングを行った。

上記に加え、運営状況や掲示物の現地確認、事前提出以外の利用者や委託している利用者に係る介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認を行った。

指 導 項 目	
1 基本方針	① サービス事業所を公平中立に選定しているか
2 人員に関する基準	① 人員基準が遵守されているか
3 運営に関する基準	① 管理者としての責務を果たしているか
	② 運営規程は基準を満たした適切な内容であるか
	③ 必要な掲示はされているか
	④ 業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か
	⑤ 利用者が正当な理由なしに要支援の程度を増進させたり、不当な行為によって保険給付を受けたりしているのを確認した場合、遅滞なく市に通知しているか
	⑥ 要支援認定に係る支援を行っているか
	⑦ 利用者からの苦情に適切に対応しているか

4 介護予防ケアマネジメントの実施状況	① ケアマネジメント業務を適切に実施しているか
	② 委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか
5 介護報酬の算定	① 給付管理を適正に実施しているか
	② 介護報酬を適正に算定しているか

4 指導結果

(1) 総括

全体としては、概ね適正に事業運営がなされていた。改善を要する事項が確認された事業所についても、口頭指導等により改善が見込まれる状況であった。

(2) 各指導項目の実施状況

(基本方針)

- ・ 概ね適切に実施されていた。

(人員に対する基準)

- ・ 概ね適切に配置されていた。
- ・ 一部勤務表の作成の際に管理者の兼務状況が不明確な事業所があり、口頭にて指導し、勤務表を再提出してもらった。

(運営に関する基準)

- ・ 概ね適切に運営されていた。
- ・ 運営規程や契約書の利用者記録の保存年限が2年のままで本市独自基準の5年へ変更されていない事業所があり、口頭指導した。

(介護予防ケアマネジメントの実施状況)

- ・ 概ね適切に行われていた。
- ・ 介護予防福祉用具の軽度者への貸与について、概ね適切に行われていたが、一部センターにおいて、例外給付の取扱いを理解できていない事例が確認され口頭にて改善を指導した。
- ・ 指定介護予防支援業務の委託については、概ね適切に行われており、委託先の居宅介護支援事業所へは丁寧に支援・指導している状況が確認された。
- ・ 一部の事業所で、モニタリングの記録が確認できない事項が認められたが、聴き取りを行い、モニタリングについて正しく理解はしているが、実施日の月遅れや記録の入力が遅れた経緯を確認したので、口頭で指導した。

(介護報酬の算定)

- ・ 適正に行われていた。

5 今後の対応

実地指導を実施した17事業所に対して指導結果を通知し、口頭指摘により改善を求める事項については、再提出を依頼し、結果を確認する。